

(案)

契 約 書

- | | | | |
|-------------|-------------------------|------------------|------|
| 1 業 務 名 | 愛媛県宇和島庁舎照明修繕（LED化）業務 | | |
| 2 履 行 場 所 | 愛媛県宇和島市天神町7番1号 愛媛県宇和島庁舎 | | |
| 3 業 務 期 間 | 契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで | | |
| 4 契 約 金 額 | ¥ | - | |
| | | (うち消費税及び地方消費税相当額 | ¥ -) |
| 5 契 約 保 証 金 | ¥ | - | |

上記の業務について、発注者 愛媛県南予地方局長 大崎 陳洋（以下「甲」という。）と
と (以下「乙」という。) とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(業務の施工)

第1条 乙は、別紙仕様書及び設計書に基づき施工すること。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承認を受けたときは、この限りではない。

(工程表)

第4条 乙は、この契約締結後14日以内に、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、工程表を変更したときは、速やかに変更後の工程表を甲に提出しなければならない。

(使用する照明器具等の仕様書)

第5条 乙は、使用するLED照明器具等の仕様書を前条に規定する工程表とともに甲に提出しなければならない。

2 乙は、使用するLED照明器具等を変更する場合は、甲の承認を受けるとともに変更後の仕様書を甲に提出しなければならない。

(現場代理人及び主任技術者)

第6条 乙は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいい、同条第3項の工事の場合は、専任の者とする。以下同じ。）又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいい、同条第3項の工事の場合は、専任の者とする。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

(4) 担当技術者（現場代理人、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者以外の者で、主任技術者又は監理技術者のもとで工程管理、品質管理その他の技術上の管理や技術上の指導監督を補佐し、この工事に専任の技術者とする。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、工期の変更、代金の請求及び受領、並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。また、現場代理人は、甲が認めた場合には、当該工事以外の他の工事と兼務することができる。

4 乙は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

5 現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
(検査)

第7条 乙は、改修前、改修中及び改修後の写真を撮影し、業務が完成したときは、業務完了報告書、照度測定報告書及び写真をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項に定める通知を受けた日から起算して10日以内に完成検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、これに立ち会わなかったときは、検査の結果について、甲に対して異議を申し立てることができない。

4 検査に直接必要な費用及び検査のために消耗、変質又はき損した業務に係る一切の損失は、すべて乙の負担とする。

(修補又は交換等)

第8条 乙は、完成した業務の全部又は一部が前条第2項の検査に合格しないときは、修補又は交換等により、速やかに対応しなければならない。

2 前項の規定により修補又は交換等による業務が完了したときは、直ちに、書面及び写真をもって甲に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、前条の規定を準用する。

(所有権の移転等)

第9条 所有権は、第7条に定める検査に合格したときをもって、乙から甲に移転するものとする。

2 前項に規定する所有権移転の前に生じた業務についての一切の損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、甲の負担とする。

(代金の支払)

第10条 甲は、代金を第7条に定める検査合格後、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に支払わなければならない。

2 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(支払遅延利息)

第11条 乙は、甲が、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。ただし、その額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(部分払)

第12条 乙は、業務の完成前に出来形部分並びに業務の履行場所に搬入済の材料及び製造工場等にある工場製品の出来形部分に相応する業務代金相当額の10分の9に相当する額以内の額について、部分払を請求することができる。ただし、この請求は、業務期間中2回を超えることができない。

2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は業務の履行場所に搬入済の材料若しくは製造工場等にある工場製品の出来形部分の施工の内容を明らかにする写真を添付した書面をもって、甲に確認を請求しなければならない。

3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、乙の立会いの下、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、甲は、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

5 乙は、第3項の規定による通知があったときは、部分払金の支払いを請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の業務代金相当額は、甲と乙とが協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に

協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 \leq 第1項の業務代金相当額 \times (9/10)

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「業務代金相当額」とあるのは、「業務代金相当額から既に部分払の対象となった業務代金相当額を控除した額」とする。

(契約保証金の返還等)

第13条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第9条の規定により所有権が移転したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(代理受領の禁止)

第14条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(契約不適合責任)

第15条 甲は、引き渡された目的物が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、当該目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(業務内容の変更等)

第16条 甲は、必要に応じ、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は業務期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して決めるものとする。

(業務期間の延長)

第17条 乙は、乙の責めに帰することができない理由により業務期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を付して業務期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して決めるものとする。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定め

てその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
 - (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
 - (4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (8) 乙（ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。
 - ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
 - エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員で

あった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(9) 第20条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(違約金)

第19条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年3%の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第20条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第21条 乙は、その責めに帰すべき理由により、業務の実施に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害による必要経費の負担)

第22条 業務の実施にあたり発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決めるものとする。

(秘密の保持)

第23条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の費用)

第24条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(事情変更による契約の変更)

第25条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約を変更することができる。

(法令等の遵守)

第26条 乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第27条 本書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）

及び遅延防止法よるものとし、同規則及び同法に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

愛媛県宇和島市天神町7番1号

甲 愛媛県南予地方局長 大崎 陳洋

乙